

令和7年第4回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 令和7年12月 3日

閉 会 令和7年12月 5日

開催場所 蓬田村議会議場

第1日（12月3日）

出席議員 8名

1番	坂本 豊 君	2番	久慈 省 悟 君
3番	川崎 憲 二 君	4番	柿崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉田 勉 君
7番	乳井 巖 公 君	8番	小鹿 重 一 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	八戸 慎 幸 君
教育長職務代理	坂本 勇 一 君
会計管理者	木村 伸 一 君
総務課長	稲葉 正 明 君
税務課長	吉田 聡 君
住民課長	藤本 正 人 君
健康福祉課長	高谷 久美子 君
教育課長	八木澤 琴 美 君
産業振興課長	高田 一 憲 君
建設課長	高田 徹 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	中川 孝 治 君
--------	----------

会議で定められた会議録署名議員の氏名

6 番 吉 田 勉 君

7 番 乳 井 巖 公 君

議事日程（第 1 号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 施政方針・行政報告

第 5 議案の上程・提案理由の説明

議案第 5 9 号 蓬田村修学奨励金貸与基金条例の一部を改正する条例案

議案第 6 0 号 蓬田村公の施設の指定管理者の指定について

議案第 6 1 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について

議案第 6 2 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について

議案第 6 3 号 令和 7 年度蓬田村一般会計補正予算（第 7 号）案

議案第 6 4 号 令和 7 年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第 3 号）案

議案第 6 5 号 令和 7 年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）案

議案第 6 6 号 令和 7 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）案

議案第 6 7 号 蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第 6 議案第 5 9 号 蓬田村修学奨励金貸与基金条例の一部を改正する条例案

第 7 議案第 6 0 号 蓬田村公の施設の指定管理者の指定について

第 8 議案第 6 1 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について

第 9 議案第 6 2 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について

第10 請願第 1号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める
請願

第11 請願第 2号 「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）をもとめる意見書」を
国へ提出することを求める請願

午前9時40分 開会

○議長（小鹿重一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより令和7年第4回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小鹿重一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、6番吉田 勉君、7番乳井巖公君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小鹿重一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から12月5日までの3日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小鹿重一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月5日までの3日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（小鹿重一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、12月2日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、前定例会以降に提出されました陳情第2号臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情については、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、教育長職務代理者、会計管理者、各課長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 施政方針・行政報告

○議長（小鹿重一君） 日程第4、村長より施政方針並びに前定例会以降における村行政の主なものについて報告を求めます。村長。

○村長（八戸慎幸君） それでは、私の所信表明をさせていただきます。

初めに、本日、令和7年第4回蓬田村議会定例会の開会に当たりまして、議長のお許しをいただき、今後の村政運営に関する所信を申し述べ、議員各位及び村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

去る令和7年10月26日執行の蓬田村村長選挙におきまして、無投票ではありますが当選させていただき、11月9日から村政の運営を担わせていただくこととなりました。くしくも、時を同じくして初の女性首相として高市内閣総理大臣が誕生しており、日本が大きく変化する時勢に取り残されることなく、また新たな意識の下、村政を進めてまいりたいと緊蹙一番気を引き締めているところであります。

今回の選挙で無投票当選となりましたことは、村政のかじ取りをよりよい方向へ進めてほしいという村民の期待の表れだと受け止め、皆様からのご期待を裏切ることのないように、村民の声に耳を傾け、地域の活力が戻りますよう、全身全霊で公務に取り組んでいく所存でございます。

それでは、私の主立った施策について申し述べます。

選挙戦では、街頭演説を告示日しか行えず、村民の皆様選挙公約を訴える機会があまり持てませんでしたので、今後4年間の施策の内容についてしっかりとお伝えしていきたいと思っております。

私の選挙戦のテーマとして、「ふるさとを元気に」として打ち出させていただきました。その中で、公約として次の7つの柱を定め、これからの村政運営で注力していきたいと考えております。

1、1次産業の基盤強化、2、教育の充実、3、人口減少対策、4、第三セクターの経営改善、5、高齢者福祉の充実、6、地域防災の強化、7、行財政改革であります。その主な内容について説明させていただきます。

1の1次産業の基盤強化についてでございます。本村の基幹産業の農漁業について、近年、後継者不足問題や気候変動による障害が様々出ております。その対応として、農業分野につきましては、県のスマート農業技術導入事業など、デジタルトランスフォー

メーションを有効活用して、労働者不足への対策を考えております。

また、漁業については、ホタテ漁業における高水温被害を受けている市町村と連携しながら、県や国への支援の働きかけ、そして県水産総合研究所からの情報提供や技術支援を受けながら、スピード感を持って対応してまいりたいと考えております。

2の教育の充実については、小中学校の児童生徒の学力向上を図ることを最優先に取り組み、進めてまいりたいと考えております。そして、子供たちが将来、ふるさとに帰り、働きたいと思うような情操教育の向上を図り、地域性を生かした特色ある教育を行いたいと考えております。

3、人口減少対策については、若年層や子育て世代が地域に残り住み続けられるよう、住宅整備や住宅施策を行いたいと考えてございます。しかし、公営住宅等の建設となると、場所や規模により時間と費用がかなりかかると思われることから、民間活力も取り入れ、計画的に作成して実施してまいりたいと考えております。

4、第三セクターの経営改善ですが、株式会社蓬田紳装も、よもぎたアシスト株式会社も、近年、赤字体質となっております。組織体制を見直し、県の機関や有識者などからの助言もいただきながら、時代の流れについていけるよう企業体として進めていく考えでございます。特に、蓬田紳装は従業員が130名以上あり、ふるさと納税の効果も非常に大きいことから、中長期的なビジョンをしっかりと立て、改革を取り進めてまいりたいと思います。

5、高齢者福祉の充実です。ますます増加が見込まれます高齢者のサービス維持をしっかりと行い、社会福祉協議会など村内の団体との連携を強化しながら、高齢者が生きがいを見つけ、日々の生活に張り合いと活力を生むような取組を目指してまいります。

6、地域防災の強化、これにつきましては、近年頻発する異常気象による自然災害に対応できるよう、消防・防災備品を点検・整備していきます。また、避難所の機能もしっかりと確認しながら、避難訓練を定期的実施したいと考えております。

7、行財政改革につきましては、庁舎建設など大型建設事業が続いたことから、基金残高が減少し、財政の硬直化が懸念されます。また、行政サービスの多様化から人員も費用も想像以上にかかっており、これについてデジタルトランスフォーメーション、そちらの技術を導入など、効率化を図りつつ、また取捨選択をしっかりと行い、費用対効果を精査しながら、各種事業計画、実施してまいりたいと考えております。

このほかにも取り組むべき行政課題は枚挙にいとまがございませんが、住民との対話

を大事にし、効率よく住民サービスを向上させるよう努めてまいりたいと考えております。

選挙戦の演説でも申し上げましたが、村長が村政のかじ取りであれば、地域住民や役場職員は、その船を動かすエンジンであり動力であります。そして、村議会は、行政が誤った方向にかじを切らないよう、またその船が迷走しないように制御する誘導システムの役割と考えております。

議会は、二元代表制の一翼を担うものであり、行政側と適度な緊張感を維持しながら、村民の福祉の向上と村政の発展のために連携していく大事な存在と考えてございます。これからも情報共有、意見交換を重ねながら、よりよい村政運営のために、ご協力賜りますことをお願いいたします。

希望あふれる村となるよう邁進してまいりますので、何とぞご指導・ご鞭撻くださいますようお願い申し上げまして、私の所信表明といたします。

続きまして、行政報告でございます。

11月10日の就任後からの行政報告について行います。

11月10日、初登庁で登庁しており、その後、庁議を経て、前久慈村長と村長事務の引継ぎを行ってございます。

11日、御幸毛織株式会社の幹部との打合せを蓬田紳装にて行っております。

14日、村社会福祉大会を蓬田ふるさと総合センターにて行い、出席してございます。

15日は、村消防団幹部忘年会をよもぎ温泉にて開催し、出席してございます。

18日は、全国町村長大会及び県町村会の臨時総会並びに北東北3県町村長中央研修会等ありまして、東京のほうに上京し、ホテルニューオータニ、NHKホールなどにおいて研修を重ねてございます。

20日、日本風力開発株式会社が来庁いたしまして、太陽光発電についてのレクチャーを村長室にて受けてございます。

21日、この場、蓬田村議会議場におきまして中学生議会を開催してございます。

26日、学校の在り方地区検討委員会をアラスカ会館地下にて開催して、出席してございます。

その後、青森地域広域事務組合の職員の方が来庁し、臨時議会の内容について説明を受けてございます。

28日は、蓬田村臨時議会が開催され、出席してございます。

その後、行政懇談会をふるさと総合センターにて、また東津軽郡の町村会長及び議長会長との会議をアップルパレス青森で開催し、出席してございます。

2日、青森地域広域事務組合が来庁し、外ヶ浜分署の建設事業についてレクチャーを受けてございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（小鹿重一君） 以上で、村長の施政方針並びに行政報告は終わりました。

日程第5 議案の上程・提案理由の説明

○議長（小鹿重一君） 日程第5、議案の上程。今期定例会に提出されております議案9件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（八戸慎幸君） それでは、令和7年第4回蓬田村議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案9件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第59号、蓬田村修学奨励金貸与基金条例の一部を改正する条例案は、近年の社会情勢の変化を鑑み、蓬田村修学奨励金貸与事業における制度拡充を図るため提案するものであります。

議案第60号、蓬田村公の施設の指定管理者の指定については、蓬田村ふれあいセンター等の指定管理者の指定について、議会の議決を要するため提案するものであります。

議案第61号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組規約の変更について及び議案第62号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組規約の変更について、以上2件につきましては、構成団体である黒石地区清掃施設組合の解散に伴う規約の変更について、議会の議決を要するものであります。

議案第63号、令和7年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、地方交付税4,129万3,000円などを増額し、国庫支出金184万3,000円を減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、民生費1,304万7,000円、教育費1,749万3,000円などを増額しております。

このほかの科目についても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに4,399万円の増額となり、予算規模は、歳入歳出それぞれ47億4,560万5,000円となるわけであります。

議案第64号、令和7年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入として、繰入金317万6,000円を増額し、歳出として、総務費242万6,000円、給食費75万円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに317万6,000円の増額となり、予算規模は、歳入歳出それぞれ3,731万9,000円となるわけであります。

議案第65号、令和7年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、支払基金交付金9万9,000円、繰入金185万9,000円などを増額しております。

次に、歳出として、総務費182万4,000円、保険給付費22万円を増額しております。

このほかの科目においても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに204万4,000円の増額となり、予算規模は、歳入歳出それぞれ5億3,101万4,000円となるわけであります。

議案第66号、令和7年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、後期高齢者医療保険料504万4,000円、繰入金211万8,000円などを増額しております。

次に、歳出として、後期高齢者医療広域連合納付金716万2,000円、諸支出金73万4,000円を増額しております。

このほかの科目においても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに789万6,000円の増額となり、予算規模は、歳入歳出それぞれ1億504万1,000円となるわけであります。

議案第67号、蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を得るため提案するものであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げますが、細部に

つきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

日程第6 議案第59号 蓬田村修学奨励金貸与基金条例の一部を改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 次に、議案の審議を行います。日程第6、議案第59号蓬田村修学奨励金貸与基金条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育課長。

○教育課長（八木澤琴美君） 議案第59号、蓬田村修学奨励金貸与基金条例の一部を改正する条例案。

蓬田村修学奨励金貸与基金条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由として、近年の社会情勢の変化を鑑み、蓬田村修学奨励金貸与事業における制度拡充を図るため提案するものであります。

今回の条例の一部改正につきましては、9月議会の一般質問に対し、検討し一部見直すことといたしました。

新旧対照表をお開きください。

まずは、第5条になりますが、貸与対象者に大学院に在学する学生も対象とすることといたしました。

その下、第6条です。貸与金額は、現行の月額2万円から月額2万円、3万円、4万円のいずれかの額を選択できるものといたしました。

次に、第11条奨励金の返還につきましては、1年分、半年分をまとめて返還していただいておりますが、少しでも負担にならないように、毎月返還していくという選択肢も増やしております。

その他、字句等の改正をしております。

説明は以上となります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。乳井巖公君。

○7番（乳井巖公君） この貸与金額増額について、時代に即した対応ということで非常にありがたいなと思っております。一方、返還金の免除についてですけれども、ここは以前のままというような形になっているかと思いますが、この免除について検討はなされたのでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（八木澤琴美君） お答えします。

免除につきましては、まず今、こちらの改正をしながら様子を見て、まずはこれで進めていこうということになっております。免除につきましては、その後対応していきたいと思しますので、ご了承願います。

以上です。

○議長（小鹿重一君） ほかに質疑ありませんか。川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 乳井議員がおっしゃったとおり、素早い対応で大変喜ばしいと感じております。

あと、返済なのですけれども、今現在、窓口で対応していると思うのですけれども、できればコンビニ払いとかそういうのもやっていただければ、土日とか対応できるのでいいと思うのですが、その辺は検討していただくことはできないでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（八木澤琴美君） システムの関係等ございますので、そこが、こちらの奨学金の返済も対応できるかどうか、ちょっとそちらのほうも調べて、調査していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長（小鹿重一君） 日程第7、議案第60号蓬田村公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第60号、蓬田村公の施設の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、蓬田村公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求める。

提案理由。蓬田村ふれあいセンター等の指定管理者の指定について、議会の議決を要するため提案するものであります。

1枚お開きください。

令和8年3月31日をもって、村の8施設の指定管理者の指定が終了いたします。令和8年4月1日から管理を行ってもらうために、指定管理者の指定の手続を行うものであります。

施設の名称は、蓬田村ふれあいセンター、玉松園カントリーパーク、よもぎた物産館の指定管理者となる法人団体等の名称、代表者は、よもぎたアシスト株式会社、代表取締役社長、八戸慎幸。指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

施設の名称、蓬田村ライスセンター、蓬田村堆肥製造施設、蓬田村トマト選別施設の指定管理者となる法人団体等の名称、代表者は、青森農業協同組合、代表理事組合長、鹿内克之。指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

施設の名称、蓬田村瀬辺地漁港内ホタテ養殖かご洗浄施設、蓬田村ホタテガイ養殖残渣堆肥化処理施設の指定管理者となる法人団体等の名称、代表者は、蓬田村漁業協同組合、代表理事組合長、福井明彦。指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 玉松園のカントリーパークなのですが、指定管理についてです。これは野球場のほうも含まれておると思いますが、いろいろ野球場利用者から管理があまりよくないというのもありまして、結構そういうのが言われていたのですが、今回そういうのは話題にはならなかったのかお願いします。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（八木澤琴美君） お答えします。

もちろんその辺も話題にはなりました。今後、その辺も含めていろいろと改善するよう、お願いしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 以前にも村長にも申し上げてきましたが、今回の指定管理者の、これは期限、期間ということでお示しになっております。しかしながら、村長自らが、自分が代表取締役を務める自身に委託するというのは、今の時代に合っているのか、やはりここは見直して、今後いくべきではないかと考えております。こうした考え方に答弁を求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 暫時休憩します。

午前10時09分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（小鹿重一君） 休憩を取り消して、会議を再開いたします。

総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 村長がなっているよもぎたアシスト株式会社に指定するということであります。条例の5条によって、公募によらない指定管理者の候補者の選定ということで、施設の管理を村出資している法人または公共団体もしくは公共団体において行わせることができるということで、今回はこの条項を使って、現在、行われているよもぎたアシスト株式会社をお願いするということになりました。

○議長（小鹿重一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 課長の答弁は条例に基づいてという文言でございますが、やはり昭和の時代のやり方というのは、今は令和の時代に入って、その間に平成30年という期間があるわけですね。やはり村の代表がこういう指定管理者の代表になる時代ではないと私は考えておりますので、やはりそういう観点からも、今の時代に即したそういう行政運営を進めていくべきではないかと思っておりますので、これは一般質問ではございません。この議案を審議する今議案ですから、あまり詳しいことは言いませんけれども、そういうものをやはり念頭に置いて、今後は行政を携わりながら進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小鹿重一君） 答弁は。（「別に大丈夫です」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。乳井厳公君。

○7番（乳井厳公君） 指定の期間が令和8年4月から13年の3月までということで5年間になっていますけれども、5年間でなければならぬ理由って何かあるのですか。

○議長（小鹿重一君） 暫時休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（小鹿重一君） 休憩を取り消して、会議を再開いたします。

総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 規定はありませんが、これまでも5年間ということで、指定管理のほうをお願いしておりましたので、今回も5年間という期間を設定させていただきました。

○議長（小鹿重一君） ほかに。乳井厳公君。

○7番（乳井厳公君） 5年間、これまでどおりということでしたけれども、5年たてば状況もかなり変わらと思うので、今後、この5年間がいいのかどうかも含めて検討いただければと思います。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 農協に指定管理を委託しているライスセンター等なのですが、ほとんどのものは指定管理料は、ふれあいセンターなり、カントリーパークなり、物産館なり、指定管理料、出ておりますけれども、ライスセンターに関しては指定管理料というのは多分ないと思うのですが、確認ですけれども、ないですね。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） ライスセンターに対しては、指定管理料は発生してございません。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 今年度から新ライスセンターということで稼働いたしましたけれども、北棟のライスセンターについてです。あれも、本当に近年は修理等いろいろかかってきていると思いますけれども、それは行政の負担というのは結構あるものですか、

お聞きします。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 行政の負担ということで、北棟のほうです、北棟も随時、これから計画をしていって、機器等の整備はする予定となっております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 結構、今回新しいセンターで、基金というか、お金がかかっております。ですので、農協でも今年は恐らくライスセンターの費用あたりはかなり抑えられると思います。新しいので、結構かからなくて、ここ何年かは費用のほうはかからないと思うので、その辺を考慮して、北棟のほうも一緒にそちらのほうで収入、いろいろかかっているの、幾らかでも費用がかからないように農協と話して、そこは出せるものは農協のほうでも負担してもらえそうな方向で話を進めてもらえばなと思います。

○議長（小鹿重一君） 答弁を求めますか。（「いや、いいです」の声あり）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第60号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第61号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（小鹿重一君） 日程第8、議案第61号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題

といたします。

総務課長。

- 総務課長（稲葉正明君） 議案第61号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和8年3月31日をもって青森県市町村職員退職手当組合から黒石地区清掃施設組合を脱退させ、青森県市町村職員退職手当組合同約を次のとおり変更するものとする。

提案理由。黒石地区清掃施設組合が令和8年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものであります。

1枚お開きください。

内容については、青森県市町村職員退職手当組合同約の別表第1中、「黒石地区清掃施設組合」を削るものであります。

附則として、この規約は、令和8年4月1日から施行する。

説明は以上になります。

- 議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

- 議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第61号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

- 議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（小鹿重一君） 日程第9、議案第62号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第62号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和8年3月31日をもって青森県市町村総合事務組合から黒石地区清掃施設組合を脱退させ、青森県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

提案理由。青森県市町村総合事務組合の構成団体である黒石地区清掃施設組合が令和8年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要性が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものであります。

1枚お開きください。

内容については、青森県市町村総合事務組合規約の第1表第1中及び別表第2第8号の項中「、黒石地区清掃施設組合」を削るものであります。

附則として、この規約は、令和8年4月1日から施行する。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第62号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第10 請願第1号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める請願

○議長（小鹿重一君） 日程第10、請願第1号高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める請願を議題とします。

お諮りいたします。請願第1号については、会議規則第91条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（小鹿重一君） 賛成多数です。よって、請願第1号は採択することに決定しました。

日程第11 請願第2号 「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）をもとめる意見書」を国へ提出することを求める請願

○議長（小鹿重一君） 日程第11、請願第2号「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）をもとめる意見書」を国へ提出することを求める請願を議題とします。

お諮りいたします。請願第2号については、会議規則第91条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ご異議なしと認めます。よって、請願第2号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小鹿重一君) ないようですから、討論を終わります。

これより請願第2号を採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(小鹿重一君) 賛成多数です。よって、請願第2号は採択することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時35分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川孝治が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 8年 1月21日

蓬田村議会議長 小 鹿 重 一

会議録署名議員 吉 田 勉

会議録署名議員 乳 井 巖 公